

重要なお知らせ

令和元年 6 月
児湯農業協同組合

「受取書」のお取扱いについて

当 J A では、職員が訪問先でお客様から入出金や解約処理等のため、現金、通帳・証書等をお預かり・お返しする際の手続きにつきましては、下記の通り定めておりますのでお知らせ致します。

お手数をお掛け致しますが、何卒ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 「受取書」の交付について

①当 J A では、職員がお客様から現金、通帳・証書、払戻請求書等をお預かりする際には、受領事実や預かり事実を証明するため、所定の「受取書」を作成し、お渡し致します。

受取書は必ずお受け取りいただきますようお願い致します。

②当 J A の職員が、所定の「受取書」以外の名刺やメモ等でお預かりすることはありません。

③所定の「受取書」はお客様へ現金お届けや重要書類等をお返しする際、引き換えに回収させていただきますので、それまで大切に保管してください。

尚、通帳・証書等をお受取りの際には、その内容等について必ずご確認ください。

2. 定期積金の掛金集金

①職員がお客様の「定期積金証書」のお掛込領収書欄に領収印を押印し、更に、定期積金専用受取書を作成しお渡し致します。

尚、この定期積金専用受取書は、回収不要書類です。

3. 現金お届け時のお取扱いについて

①当 J A 職員がお客様のご依頼で現金をお届けする際には、「お預かり物件受渡し報告書」をお渡し致しますので、お客様に受渡日及び署名をお願いした上で、「受取書」と併せて回収させていただきます。

お届けした現金については、「お預かり物件受渡し報告書」及び「受取書」の金額欄の金額と現物を必ずその場でご確認ください。

当 J A は、お客様の現金、通帳・証書等を長期間お預かりすることはありません。

お問い合わせは、金融共済部 まで